

広島県後期高齢者医療広域連合財務規則

平成19年2月1日

規則第11号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 予算
 - 第1節 予算の編成（第4条—第9条）
 - 第2節 予算の執行（第10条—第19条）
- 第3章 収入
 - 第1節 調定（第20条—第26条）
 - 第2節 納入の通知（第27条—第29条）
 - 第3節 収納（第30条・第31条）
 - 第4節 収入の整理等（第32条—第38条）
- 第4章 支出
 - 第1節 支出負担行為（第39条—第42条）
 - 第2節 支出命令（第43条—第49条）
 - 第3節 支出の特例（第50条—第61条）
 - 第4節 支払の方法（第62条—第66条）
 - 第5節 小切手の振出等（第67条—第74条）
 - 第6節 支出の整理等（第75条・第76条）
- 第5章 決算（第77条—第79条）
- 第6章 契約
 - 第1節 契約の参加資格（第80条）
 - 第2節 一般競争入札（第81条—第91条の2）
 - 第3節 指名競争入札（第92条・第93条）
 - 第4節 随意契約及びせり売り（第94条—第97条）
 - 第5節 契約の締結（第98条—第102条）
 - 第6節 契約の履行（第103条—第108条）
- 第7章 現金及び有価証券
 - 第1節 歳計現金（第109条—第111条）
 - 第2節 歳入歳出外現金等（第112条—第115条）
- 第8章 指定金融機関等
 - 第1節 通則（第116条—第121条）
 - 第2節 帳簿等（第122条—第125条）

第9章 物品

第1節 通則（第126条—第128条）

第2節 出納及び管理（第129条—第134条）

第10章 債権及び基金（第135条—第147条）

第11章 出納機関（第148条—第153条）

第12章 検査及び賠償責任（第154条—第159条）

第13章 雑則（第160条—第167条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第173条の6の規定により、法令その他に定めるものを除くほか、財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 施行規則 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）をいう。
- (3) 事務局長 広島県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合規則第2号）第5条第1項に規定する事務局長をいう。
- (4) 課長等 広島県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則第5条第1項及び広島県後期高齢者医療広域連合会計課設置規則（平成20年広島県後期高齢者医療広域連合規則第3号）第3条第1項に規定する課長並びに議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局の長をいう。
- (5) 予算執行者 広域連合長又はその委任を受けて予算執行に関する事務を行う者をいう。
- (6) 出納員等 法第171条第1項に規定する出納員その他の会計職員をいう。
- (7) 会計職員 法第171条第1項に規定する出納員以外の会計職員をいう。
- (8) 指定金融機関等 令第168条に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。

（事務処理の原則）

第3条 予算の執行その他財務に関する事務を処理する職員（次項に規定する職員を除く。）は、法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ、予算で定め

るところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入を確保し、及び歳出を適正に執行する責めを負わなければならない。

- 2 出納員は、法令、条例、規則その他の定めるところに準拠し、それぞれの職分に応じ、厳正かつ適確に出納事務を処理する責めを負わなければならない。

第2章 予算

第1節 予算の編成

(予算の編成方針)

第4条 事務局長は、広域連合長が定める翌年度の予算編成方針を、毎年10月末日までに、課長等に通知する。

- 2 事務局長は、前項の予算編成方針に基づき、予算編成要領を作成し、課長等に通知するものとする。

(予算見積書等の作成及び提出)

第5条 課長等は、前条の予算編成方針に基づき、その所管に属する事務又は事業について、次に掲げる予算見積書等を作成し、指定期日までに事務局長に提出しなければならない。

- (1) 歳入歳出予算見積書
- (2) 継続費見積書
- (3) 繰越明許費見積書
- (4) 債務負担行為見積書
- (5) 地方債見積書
- (6) 給与費見積書
- (7) 継続費執行状況等説明書
- (8) 債務負担行為支出予定額等説明書
- (9) 事業実施計画書その他必要と認められる書類

(予算の査定及び通知)

第6条 事務局長は、予算見積書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要な調整を行い、広域連合長の査定を受けなければならない。

- 2 事務局長は、前項の審査を行う場合において、必要があるときは、課長等の意見又は説明を求めることができる。
- 3 事務局長は、第1項に規定する広域連合長の査定が終了したときは、その結果を課長等に通知するとともに、当該見積額等の査定に基づき、予算案及び令第144条第1項に規定する予算に関する説明書を調製し、広域連合長の決裁を受けなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第7条 歳入歳出予算の款項の区分は、毎年度歳入歳出予算の定めるところによる。

2 歳入歳出予算の目及び歳入予算の節の区分は、毎年度歳入歳出予算事項別明細書の定めるところによる。

3 歳出予算の節の区分は、施行規則第15条第2項の別記に規定する歳出予算に係る節の区分による。

(補正予算)

第8条 補正予算の編成手続については、前3条の規定を準用する。

(予算の成立の通知)

第9条 事務局長は、令第151条の規定により、予算が成立したとき、又は予算について広域連合長が専決処分をしたときは、直ちにその内容を会計管理者に通知しなければならない。

第2節 予算の執行

(予算の執行方針)

第10条 事務局長は、予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため、広域連合長の命を受け、予算の執行方針を定め、前年度の3月31日までに課長等に通知しなければならない。

(予算の執行計画等)

第11条 課長等は、予算が成立したときは、前条の予算執行方針に基づき、歳入歳出予算執行計画書(以下「執行計画書」という。)を作成し、指定期日までに事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項の執行計画書の提出があったときは、その内容を審査し、必要な調整を行い、執行計画及び資金計画を作成するものとする。この場合、執行計画書に調整を加えたときは、事務局長は、その内容を課長等に通知するものとする。

3 課長等は、特別な事由により執行計画書を変更する必要があるときは、毎月末日に事務局長に送付しなければならない。

4 事務局長は、資金計画を作成したときは、会計管理者に通知するものとする。

(歳出予算の配当)

第12条 歳出予算の配当(前年度から繰越しされた継続費、繰越明許費及び事故繰越しされた経費を含む。以下同じ。)は、予算の成立の日の翌日をもって配当とするものとし、原則として年間配当とする。

2 事務局長は、歳出予算の配当について、必要があるときはその全部又は一部の配当を保留することができる。

3 第14条の規定による予算の流用及び第15条の規定による予備費の充用の決定があったときは、それぞれ予算の配当があったものとする。

4 事務局長は、前3項の規定により、歳出予算の配当をしたときは、会計管理者及び課長等に通知しなければならない。

(予算執行の制限)

第13条 歳出予算は、配当された金額を超えて執行してはならない。

2 事務局長は、歳出予算のうち、財源の全部又は一部に国庫支出金、県支出金その他の収入を充てるものは、その収入が確定した後でなければ支出負担行為をすることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、広域連合長の決裁を受け、これを執行することができる。

3 前項の収入が予算額より減少したとき、又は減少する見込みがあるときは、当該減少した財源又は減少する見込みの財源に相当する歳出予算を執行してはならない。ただし、特別の事由により執行を要するときは、広域連合長の決裁を受け、これを執行することができる。

(予算科目の新設)

第13条の2 課長等は、歳入歳出予算の科目を新たに設ける必要があるときは、広域連合長の決裁を受け、会計管理者に通知しなければならない。

(歳出予算の流用)

第14条 課長等は、予算の定めるところにより、歳出予算の項の金額を他の項へ流用しようとするとき、又は目及び節の金額を流用しようとするときは、歳出予算流用申請書を提出し、広域連合長の決裁を受け、会計管理者へ通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる節については、他からの流用を受けることができない。ただし、特に広域連合長が認めた場合にはこの限りではない。

(1) 交際費

(2) 需用費（食糧費に限る。）

(予備費の充用)

第15条 課長等は、予備費の充用を必要とするときは予備費充用申請書を提出し、広域連合長の決裁を受け、会計管理者へ通知しなければならない。

(弾力条項の適用)

第16条 課長等は、法第218条第4項の規定の適用を受ける特別会計で、同項の規定を適用する必要があるときは、特別会計増加収支見積書を事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項に規定する特別会計増加収支見積書の提出があったときは、

これを審査し、広域連合長の決裁を受けなければならない。

(継続費の逡次繰越し)

第17条 課長等は、令第145条第1項の規定により、継続費を逡次繰り越して使用する場合は、繰り越すべき年度の4月末日までに継続費繰越計算書を作成し、事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項に規定する繰越計算書の提出を受けたときは、これを審査し、広域連合長の決裁を受けて会計管理者に通知しなければならない。

3 課長等は、継続費にかかわる継続年度が終了したときは、その年度の出納閉鎖後2月以内に継続費精算報告書を作成し、事務局長に提出しなければならない。

(繰越明許費及び事故繰越し)

第18条 課長等は、法第213条第1項の規定により、予算の明許繰越しをしたときは、翌年度の4月末日までに繰越明許費繰越計算書を作成し、事務局長に提出しなければならない。

2 課長等は、法第220条第3項ただし書の規定により、予算の事故繰越しをしたときは、翌年度の4月末日までに事故繰越し繰越計算書を作成し、事務局長に提出しなければならない。

3 事務局長は、前2項に規定する繰越計算書の提出を受けたときは、これを審査し、広域連合長の決裁を受けて、会計管理者に通知しなければならない。

(財政運営に関する調査等)

第19条 事務局長は、財政の健全な運営及び予算の執行の適正を期するため、必要に応じ、課長等に対し資料の提出若しくは報告を求め、又は予算の執行状況について調査することができる。

第3章 収入

第1節 調定

(調定)

第20条 予算執行者は、歳入を収入するときは、令第154条第1項の規定による調査をし、適正であると認めるときは、調定調書により調定し、会計管理者へ通知しなければならない。

2 予算執行者は、歳入予算の科目が同一であって、同時に2人以上の納入義務者に係る調定をしようとするときは、その内容を明らかにして、当該調定の合計額をもって調定することができる。

3 予算執行者は、第1項に規定する調定をしたときは、徴収金整理に係る帳票を作成しなければならない。

4 予算執行者は、調定額を算定するときは、別に定めるもののほか、次に掲げる計算方法によらなければならない。

(1) 年額で定めたもので1年に満たないものは、その始期の属する日の月から終期の属する日の月までの月数による月割で計算する。

(2) 月額で定めたもので1月に満たないものは、その月の現日数による日割りで計算する。

(3) 月割り又は日割りで計算するものは、全て前乗後除とする。

(調定の時期)

第21条 予算執行者は、歳入を調定しようとするときは、納期の一定した歳入にあつては納期前までに、随時の歳入にあつてはその原因の発生する都度調定しなければならない。

(調定の変更)

第22条 予算執行者は、調定をした後において、法令の規定、過誤その他の事由により、当該調定を変更しなければならないときは、前2条の規定に準じて手続をしなければならない。

(分納金の調定)

第23条 予算執行者は、令第169条の7第2項に定める延納の特約又は令第171条の6に定める履行延期の特約若しくは処分により分割納付を認めたものについては、分割納付分について第20条の規定に準じて手続をしなければならない。

2 前項の場合において、当該特約又は処分に基づく各納期が到来するごとに当該納期限に係る金額について調定しなければならない。ただし、定期に納付させる処分又は特約がある歳入については、一会計年度間に係るものに限り、2以上の納期に係る分を一時に調定することができる。

(返納金の調定)

第24条 予算執行者は、令第159条に規定する返納金を戻入させるときは、戻入調書を作成し、第20条及び第21条の規定に準じて処理しなければならない。

2 前項の場合において、予算執行者は、第27条及び第29条の規定に準じて、直ちに返納通知書を返納義務者に送付しなければならない。

(支払未済繰越金の調定)

第25条 会計管理者は、指定金融機関から令第165条の5に基づく報告があつたときは、支出命令書等と照合の上、歳入に組み入れ、又は納付する旨を速やかに予算執行者に通知しなければならない。

2 予算執行者は、前項の規定による通知を受けたときは、第20条及び第21条の規定に準じて手続をしなければならない。

(収入未済繰越金の調定)

第26条 予算執行者は、現年度の調定に係る歳入で、当該年度の出納閉鎖期日までに収入済とならなかったもの（不納欠損処分されたものを除く。）があるときは、滞納整理票を作成し、その金額を翌年度の調定額として繰り越さなければならない。

2 前項に規定する繰越しをしたときは、第20条及び第21条の規定に準じて手続をしなければならない。

第2節 納入の通知

(納入の通知)

第27条 予算執行者は、歳入の調定をしたときは、令第154条第2項に定める歳入を除いて、直ちに納入通知書又は払込書（以下「納入通知書等」という。）を納入義務者に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、令第154条第3項ただし書の規定により、口頭、掲示その他の方法により、納入の通知をすることができる。

- (1) 使用料、手数料その他これらに類するもので、直接窓口等で取り扱う収入
- (2) せり売りその他これに類する収入
- (3) その他納入通知書等により難いと認められる収入

(納入通知書等の変更)

第28条 予算執行者は、納入通知書等又は返納通知書等を発した後に、次に掲げる理由に該当するときは、新たに納入通知書等又は返納通知書等を作成し、納入義務者に送付しなければならない。

- (1) 特別の事情により、納入義務者から分割納付の申出があったとき。
- (2) 債務者の弁済した金額が収納すべき金額に足りないため、弁済の充当をした場合の未納元本を徴収するとき。
- (3) 第23条の規定により減額調定した場合、改めて変更額による納入の通知をするとき。
- (4) 納入通知書等又は返納通知書等を亡失又は毀損したとき。
- (5) 保証人に対して、納付の請求をするとき。

2 前項第1号及び第3号に係るものについては「変更」と、第4号に係るものについては「再発行」と、第5号に係るものについては「保証人用」とそれぞれ朱書しなければならない。

(納期限)

第29条 予算執行者は、法令その他に定めがある場合を除くほか、納期限の10日前までに納入場所を指定して納入通知書等を発しなければならない。

2 予算執行者は、納入の通知をした後において、令第171条の3の規定により納期限を繰り上げて徴収する必要があるときは、その旨を納入義務者に通知しなければならない。

第3節 収納

(口座振替による納付)

第30条 納入義務者が歳入を口座振替の方法によって納付しようとするときは、指定金融機関等に預金口座を設けているときでなければならない。

(郵便振替による納付)

第31条 歳入の収納は、指定金融機関等によるほか、郵便振替によることができる。

第4節 収入の整理等

(過誤納金の還付等)

第32条 予算執行者は、歳入金について過納又は誤納があったときは、直ちに戻出調書(歳出から支出するものにあつては支出命令書)により還付の手続をとらなければならない。

2 前項の手続においては、請求書を徴しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、予算執行者は、過誤納金を他の歳入又は歳出に充当することができる。この場合において、歳入より戻出するものにあつては収入更正調書により、歳出より支出するものにあつては公金振替決議書により充当の手続をとるものとする。

4 予算執行者は、過誤納金に加算する還付加算金を支出しようとするときは、還付に係るものにあつては第2項の例により、充当に係るものにあつては前項の例により当該還付又は充当と併せて支出の手続をしなければならない。

(収入金の整理)

第33条 会計管理者は、指定金融機関から領収済通知書の送付を受けたときは、収入金を日毎に計算した帳票を作成しなければならない。

2 会計管理者は、前項により収納の通知を受けたときは、速やかにこれを予算執行者に通知するものとし、当該通知は領収済通知書の回付をもって代えることができる。

3 予算執行者は、前項の通知を受けたときは、直ちにこれを確認の上、収入金の内訳を作成し、会計管理者に送付し、直ちに徴収金整理に係る帳票に収入日

付印を押印し、整理しなければならない。

(督促)

第34条 予算執行者は、歳入を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発するとともに、徴収金整理に係る帳票に登記しなければならない。

2 督促状に指定すべき納期限は、発行の日から10日以内における適当と認められる期限でなければならない。

3 納入義務者の住所又は居所が不明等の場合の督促状の送達及び公示送達については、地方税の例による。

(滞納処分)

第35条 予算執行者は、法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権について、債務者が前条第2項の規定により指定された期限までに債務を履行しないときは、職員を指定して、地方税の滞納処分の例により処分をしなければならない。

2 前項の規定以外の債権が前条第1項の規定による督促をした後30日を経過してもなお履行されないときは、令第171条の2、第171条の5又は第171条の6の規定により措置しなければならない。

3 予算執行者は、前2項の規定による処分をしたときは、徴収金整理に係る帳票を整理し、直ちに債権整理簿に転記しなければならない。

4 第1項の規定により指定された職員が滞納処分を行うときは、滞納処分証を携行しなければならない。

(不納欠損処分)

第36条 予算執行者は、法第236条の規定による権利の時効による消滅又は令第171条の7に定める債権の免除等により欠損処分すべきものがあるときは、欠損処分調書を作成し、広域連合長の決裁を受け、会計管理者に通知しなければならない。

(収入金の更正)

第37条 予算執行者は、収入済の収入金について、年度、会計又は科目に誤りを発見したときは、収入更正調書により、会計管理者に通知しなければならない。

2 会計管理者は、前項の通知があったときは、速やかに更正の手続をとるとともに、当該誤りが指定金融機関等の記録に関係するものであるときは、直ちに指定金融機関等に通知しなければならない。

(現金等による寄附の受納)

第38条 予算執行者は、現金等（債券、基金及び物品を含む。）による寄附を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、広域連合長の決裁を受けなければならない。

- (1) 寄附を受けようとする理由
- (2) 寄附の内容
- (3) 寄附しようとする者の住所及び氏名
- (4) 寄附に際し、条件があるものについてはその内容
- (5) その他必要事項

2 予算執行者は、前項の規定により広域連合長の決裁を得たときは、寄附受納書を当該寄附者に交付するものとする。

第4章 支出

第1節 支出負担行為

（支出負担行為）

第39条 支出負担行為は、配当予算の範囲内で行わなければならない。

2 予算執行者は、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為書によらなければならない。ただし、次に掲げる経費については、支出負担行為書に代えて支出負担行為書兼支出命令書によることができる。

- (1) 報酬
- (2) 職員手当等
- (3) 共済費
- (4) 賃金
- (5) 旅費
- (6) 交際費
- (7) 需用費（10万円以下のもの、定例的に支出する光熱水費、公務に使用した自動車の燃料代及び複写機等のプリント代に限る。）
- (8) 役務費（定例的に支出する通信運搬費、保険料、公金取扱手数料及び医療費、医療諸費、保険給付費に係る審査支払手数料に限る。）
- (9) 使用料及び賃借料（定例的に支出する複写機等の機器使用料及び自動車の使用に係る使用料に限る。）
- (10) 負担金、補助及び交付金（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第56条に規定する後期高齢者医療給付及び同法第86条に規定するその他の後期高齢者医療給付に係る負担金に限る。）
- (11) 償還金利子及び割引料（公債費に係るものに限る。）
- (12) 公課費

(13) 繰出金

(14) 定例的かつ義務的なもので、特に広域連合長が必要と認めるもの

(支出負担行為の確認)

第40条 会計管理者は、支出命令書の送付を受けた場合において、当該支出負担行為が、法令、条例、規則、契約若しくは予算に違反していること、配当、配付若しくは配分された予算の額を超えていること又は当該支出負担行為に係る債務（法令の規定により債務が未確定であっても支出することができるものを除く。）が確定していないことを認めるときは、当該支出命令書を予算執行者に返付しなければならない。支出命令書の記載に過誤があることを認めた場合においても、同様とする。

2 前項に規定する債務の確定の確認を行うため必要があるときは、会計管理者は、当該支出負担行為について実地に調査し、又は関係出納員等をしてこれを行わせることができる。

(支出負担行為の事前協議)

第41条 予算執行者は、支出負担行為で、その内容が法令若しくは予算に照らし疑義があるもの又は重要なものについては、当該支出負担行為をしようとするときにその内容を示す書類を作成し、これを会計管理者に送付し、協議しなければならない。

(支出負担行為の変更等)

第42条 予算執行者は、支出負担行為を変更し、又は取り消す場合は、前条の規定に準じ整理しなければならない。

第2節 支出命令

(請求書による原則)

第43条 支出命令は、次の掲げる事項を記載した債権者からの請求書によらなければならない。

- (1) 請求金額算出の基礎及び債権を証すべき事実
- (2) 債権者又は代理人の住所、氏名及び押印（法人にあっては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名及び押印）
- (3) 代理人が請求する場合にあっては、委任状
- (4) 請求年月日
- (5) 口座振替払の申出を行う場合にあっては、振込先金融機関名、口座名義人及び口座番号

(請求書による原則の例外)

第44条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、債権者の請求

書によらず、担当職員が作成した支払額調書をもって請求書に代えることができる。

- (1) 報償費のうち謝金、報償金及び賞賜金
- (2) 地方債及び一時借入金の元利支払金
- (3) 積立金及び繰出金
- (4) 報酬、給料、職員手当等、共済費及び災害補償費
- (5) 市町村職員共済組合事業主負担金及び保険料
- (6) 官公署の発する納入通知その他これに類するものにより支出するもの
- (7) 還付金及び還付加算金
- (8) 契約に基づき債務の確定した賃借料、手数料、使用料等で、債権者から請求書を徴する必要がないと認められる経費
- (9) 債権者から請求書を徴することができない経費
(支出命令)

第45条 支出命令は、予算執行者が科目ごとに支出命令書により決議し、会計管理者へ送付することにより行うものとする。

- 2 前項において、同一の支出科目から同時に2人以上の債権者に対して支出しようとするときは、債権者の内訳を明示しなければならない。
- 3 1件の証拠書類で支出科目が2以上にわたるものについては、主たる科目の支出命令書に添付し、各支出命令書の摘要欄にその旨を付記しなければならない。
- 4 給料、職員手当等、職員共済組合負担金、公務災害補償基金負担金及び社会保険料については、科目を集合して支出命令をすることができる。
(支出命令書に添付すべき書類)

第46条 支出命令書に添付すべき書類は、請求書、支出負担行為書及び別表に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 給与については、身分又は職名、氏名及び支給額を明記した書類（任免、転任、欠勤等により支給額に異動を生じたため、日割り、月割りその他の計算をしたものについては、その事由、異動年月日及び算定基礎を明記した書類を含む。）
 - (2) 債権譲受人であるときは、債権譲渡証書
 - (3) その他会計管理者が必要と認める書類
- 2 予算執行者は、前項の書類について、次に定めるところにより取り扱わなければならない。
- (1) 債権者の住所及び氏名は明確に記載させ、印鑑は朱肉をもって明瞭に押さ

せること。

(2) 内容の記載事項を訂正したときは、債権者の認印を押させること。ただし、金額の訂正は、これを認めない。

(3) 数葉をもって1通とする場合は、債権者に割印させること。

3 補助金、交付金及び負担金で、確定払をするときは、精算書又は交付額の決定に必要な書面を徴し、交付額の確定をした後でなければ支出することはできない。

(支出命令書の送付期限)

第47条 支出命令書の会計管理者への送付期限は、原則として次のとおりとする。ただし、緊急やむを得ないものは、この限りでない。

(1) 支払期日の定めのあるものは、その支払期日7日前

(2) 資金前渡及び旅費の概算払は、受領予定日3日前

(3) その他のものは、債権者の請求書提出の日以後10日以内

2 支出命令書の送付が年度内に完了しないもので当該年度の支出とすべきものについては、翌年度の4月30日までに会計管理者に送付するものとする。ただし、特別の事由のあるものについては、この限りでない。

(支出命令の審査及び確認)

第48条 会計管理者は、支出命令書に基づき支払を決定しようとするときは、適正に審査を行い、確認しなければならない。

2 会計管理者は、前項の審査の結果、支払をすることができないと認めるときは、理由を付し、予算執行者にこれを返付しなければならない。

3 会計管理者は、第1項の場合において必要があると認めるときは、実地に確認することができる。

(債権者の印鑑)

第49条 債権者が債権の請求に使用する印鑑（以下「請求印」という。）及びその請求に係る金額を領収しようとするときに使用する印鑑（以下「領収印」という。）は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 請求印は、契約書等のあるものについては、契約書等に用いた印鑑と同一のものであること。ただし、紛失その他やむを得ない理由により改印し、印鑑証明書を添付した場合又は第三者をして正当債主であることを証明した場合を除く（次号において同じ。）。

(2) 領収印は、請求印と同一であること。

2 印鑑は、ゴム印等で使用の都度形状が変わるものを使用してはならない。

3 災害等やむを得ない事情により、印鑑を使用することができない場合は、第

三者をして正当債主であることを証明し、かつ、会計管理者の承認を得た場合に限り、本人のぼ印をもってこれに代えることができる。

第3節 支出の特例

(資金前渡できる経費)

第50条 令第161条第1項第17号の規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 損失補償金又は損害賠償金
- (2) 有料の道路、橋りょう、駐車場等の利用に要する経費
- (3) 借上げに要する経費
- (4) 運賃
- (5) 賃金
- (6) 供託金
- (7) 入場料その他これに類する経費
- (8) 講演会、講習会、研究会等に要する経費
- (9) 交際費
- (10) 収入印紙、郵便切手その他これらに類するものの購入に要する経費
- (11) 損害保険料
- (12) 医療給付金
- (13) 物品の廃棄に要する経費
- (14) 振込手数料
- (15) 現金で即時支払をしなければ購入、利用又は使用が困難な物件の購入等に要する経費
- (16) その他常用の経費で、特に広域連合長が必要と認めるもの

(資金前渡の限度額)

第51条 前条の規定により前渡する資金の限度額は、次に掲げるところによる。

- (1) 常時の費用に係るものについては、毎1月分の予定金額
- (2) 前号以外のものについては、それぞれの職員に対し所要の金額

(資金前渡職員)

第52条 予算執行者は、その所管に係る歳出について資金前渡の方法で支出するときは、資金前渡を受ける職員（以下「資金前渡職員」という。）を指定して、請求させなければならない。

- 2 職員等に支給する給与その他の給付に係る資金は、課長等に前渡し、これらの者に事故があるとき、又は欠けたときは、課長等が指定する職員に前渡する。
- 3 資金前渡職員が異動、退職等により支払の事務ができなくなったときは、5

日以内に関係帳簿及び証拠書類を後任者に引き継がなければならない。

(前渡資金の保管及び支払)

第53条 資金前渡職員は、自己の責任において前渡資金を保管するとともに、前渡資金出納簿により整理しなければならない。ただし、直ちに支払をする経費についてはこの限りでない。

2 前項の規定により利子が生じたときは、その都度、収入の手続をとらなければならない。

3 資金前渡職員は、債権者から支払の請求を受けたときは、次に掲げる事項について調査をし、支払を行い、領収書を徴さなければならない。ただし、その性質上、領収書を徴し難いものについては、資金前渡職員が発行するその理由を記載した支払証明書をもってこれに代えることができる。

(1) 当該請求の正当性

(2) 資金前渡を受けた目的との適合性

(3) その他必要な事項

(資金前渡の精算)

第54条 資金前渡職員は、当該経費の支払完了後（旅行して支払ったものについては帰庁後5日以内）に、資金前渡精算書に領収書及び関係書類を添付して予算執行者に提出しなければならない。

2 前渡資金の支払が1月を超えてなお終了しないときは、1月を超える日をもって前項の規定により精算しなければならない。

3 予算執行者は、資金前渡精算書の提出を受けたときは、その内容を調査し、確認の上、直ちに会計管理者に送付しなければならない。

4 予算執行者は、前渡資金に精算残金があるときは、第24条に準じて戻入調書を作成し、直ちに指定金融機関等に払い込まなければならない。

(資金前渡の制限)

第55条 資金前渡を受けた者で、前条の精算が終わっていないものについては、資金前渡をすることができない。ただし、緊急又はやむを得ないもので、特別の事情があるものについては、この限りでない。

(概算払のできる経費)

第56条 令第162条第6号の規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 法令に基づく委託に要する経費

(2) 概算で支払をしなければ契約しがたい請負その他の契約に要する経費

(3) 損害賠償金

2 概算払を受けた者が次条の規定による精算を完了しなければ、更に資金を同

一人に対して概算払をすることはできない。ただし、特別の事情があるものについては、この限りでない。

(概算払の精算)

第57条 予算執行者は、概算払をした経費に係る債務金額が確定したときは、令第162条第3号に掲げる経費については他の法令に特別の定めがあるもののほか当該事業の完結後1月以内に、同条各号(第3号を除く。)に掲げる経費についてはその用務の終了後10日以内に、当該概算払を受けた者から精算に関する書類を提出させなければならない。

2 予算執行者は、概算払を受けた者から第1項に規定する精算に関する書類の提出を受けたときは、精算額を調査し、精算残金があるものは返納額について、また追給を要するものは追給額について、それぞれ第24条又は第43条から第45条までの規定に準じて、収支の手続をとらなければならない。

(前金払のできる経費)

第58条 令第163条第8号の規則で定める経費は、土地又は家屋の買入れ又は借入れ、訴訟、保険料及び使用料に要する経費とする。

(前金払の整理)

第59条 予算執行者は、前金払をした場合において、相手方がその契約を履行したときは、その事実を確認するとともに、前金払確認書を会計管理者に送付しなければならない。

(部分払)

第60条 工事その他の請負の既済部分又は物品の既納部分に対しては、完済前又は完納前にその代価の一部又は全部を支払うことができる。

2 前項の規定による支払(以下「部分払」という。)の額は、工事その他の請負についてはその既済部分に係る対価の10分の9、物品その他の買入れにあつては、当該物品その他の既納部分に係る対価の10分の10以内としなければならない。ただし、当該部分払を行うものについて前金払の契約がある場合は、最終支払以外の支払のときは、当該前金払の額に既済部分又は既納部分の出来高歩合を乗じて得た金額を、最終支払のときは当該前金払の額を控除するものとして契約しなければならない。

(繰替払)

第61条 令第164条の規定により、保険料の過誤納払戻金に係る還付加算金及び過年度の保険料の過誤納に係る還付金の支払については、当該保険料の収入金をもって繰替払をすることができるものとする。

2 予算執行者は、前項の繰替金について整理するときは、第66条に規定する

公金振替の手續によらなければならない。

第4節 支払の方法

(小切手払)

第62条 会計管理者は、債権者に対し小切手をもって支払をしようとするときは、当該債権者を受取人とした氏名を記載した指定金融機関を支払人とする小切手を振り出し、当該債権者に交付しなければならない。

(現金払)

第63条 会計管理者は、前条の規定にかかわらず、債権者から申出があるときは、支出命令書に基づいて支払通知書及び支払依頼書を作成し、債権者に支払通知書を、指定金融機関に支払依頼書を交付して、現金又は指定金融機関の振り出す小切手により支払をさせることができる。

2 前項の場合において、会計管理者は、当日分の支払済合計額を券面金額とし、指定金融機関を受取人とした小切手及び小切手振出済通知書を指定金融機関に交付しなければならない。

(隔地払)

第64条 会計管理者は、令第165条第1項の規定により隔地払の方法で支払をしようとするときは、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、送付依頼書を添え当該金融機関に送付して、領収書を徴するとともに、送金通知書を債権者に送付しなければならない。この場合において、小切手の表面余白に「送金払」と明示しなければならない。

2 会計管理者は、前項の場合において、債権者のために最も便利であると認める指定金融機関若しくは指定代理金融機関又はこれと国内為替取引のある金融機関を支払場所として指定しなければならない。

3 隔地払に係る債権者の領収書は、指定金融機関の受領書をもって、当該債権者の領収書とみなし処理することができる。

4 第1項の規定による送金通知書は、指定金融機関に対して送金のための資金の交付を行った日から1年を経過したときは、その効力を失う。

5 債権者から前項の規定により無効となった送金通知書について、再交付の申請があったときは、現年度歳出として新たに支出の手續をとらなければならない。

6 債権者は、会計管理者から交付された送金通知書を亡失し、又は損傷したときは、会計管理者に送金通知書再発行申請書により再発行を申請することができる。

7 前項の規定により債権者が送金通知書の再発行を申請するときは、指定金融機関等の未払証明を添付しなければならない。

8 前2項の規定により送金通知書を再発行したときは、先に交付した送金通知書は無効とする。

(口座振替払)

第65条 令第165条の2の規定により広域連合長が定める金融機関は、指定金融機関と為替取引契約又は口座振替契約を締結している金融機関とする。

2 会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関又は前項に規定する金融機関に預金口座を設けている債権者から当該預金口座へ口座振替の方法により支払を受けたい旨の申出があったときは、口座振替払をすることができる。

3 会計管理者は、口座振替払をするときは、口座振替依頼書(電子データ等を含む。)を指定金融機関に送付する方法により行うものとする。

4 前項の規定により口座振替をしたときは、債権者の領収書に代え、指定金融機関から口座振替の完了通知を徴しなければならない。

5 口座振替による債権者の申出は、請求書に振込先等を記載することにより行うものとする。この場合において、口座振替の通知は、当該口座への記帳によりこれを行うことができる。

(公金振替払)

第66条 会計管理者は、次に掲げる支出については、公金振替により支払わなければならない。

(1) 他の会計の収入とするための支出

(2) 同一会計内の収入とするための支出

(3) 前2号に掲げるもののほか、会計管理者が必要と認めるもの

2 予算執行者は、前項各号に掲げる経費を支出しようとするときは、公金振替決議書を作成し、会計管理者に送付しなければならない。

3 会計管理者は、前項に規定する公金振替決議書の送付を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、直ちに振替の処理をしなければならない。

第5節 小切手の振出等

(小切手の記載等)

第67条 会計管理者は、小切手用紙への記載及び押印を正確明瞭にし、券面金額はアラビア数字を用い、チェックライターにより印字しなければならない。

2 会計管理者は、次に掲げる場合を除き、小切手に表示する受取人の氏名の記載を省略することができる。

- (1) 指定金融機関を受取人とするとき。
- (2) 官公署を受取人とするとき。
- (3) 資金前渡職員又は支出事務受託者を受取人とするとき。
- 3 前項各号の受取人あての小切手は、指図禁止式としなければならない。
- 4 小切手は、1会計年度（出納整理期間を含む。）を通じて連続番号により整理しなければならない。
- 5 小切手の記載事項は、全て訂正してはならない。
- 6 書損等により廃棄した小切手の番号は、これを使用してはならず、当該小切手には斜線を朱書し、「廃棄」と記載し、そのまま小切手帳に残しておかなければならない。この場合において、会計管理者は、これに認印しなければならない。
- 7 小切手の振出年月日の記載及び押印は、当該小切手を受取人に交付するときに行なければならない。

（小切手の交付）

- 第68条 小切手は、当該小切手の受取人が正当な受領権限を有する者であることを確認した上でなければ、これを交付してはならない。
- 2 小切手は、受取人に交付するときでなければ、小切手帳から切り離してはならない。
 - 3 会計管理者は、毎日その振り出した小切手の原符と当該小切手の受取人の提出した領収書とを照合し、金額及び受取人に相違がないかを検査しなければならない。

（小切手用紙を亡失した場合の処置）

- 第69条 会計管理者は、交付した小切手の所持人（以下「所持人」という。）から、当該支払に係る小切手亡失の届出を受けたときは、直ちに指定金融機関に通知し、支払未済であることを確認したときは、支払取消しの措置を講じなければならない。
- 2 会計管理者は、前項の理由をもって所持人から再交付の請求があっても、当該小切手に係る債務について、改めて小切手を振り出してはならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、会計管理者は、当該請求が非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第118条の規定に基づき除権決定文の正本（正本の提出不能の理由が明らかであるときは謄本）を提出させ、適当と認めた場合は、指定金融機関にその旨を通知し、所持人に対しては、当該小切手に係る債務について、改めて小切手を振り出さなければならない。
 - 4 前項の場合において、会計管理者は、当該亡失に係る小切手（以下「亡失小

切手」という。)の振出日付から1年以内のものであるときは、改めて振り出した小切手に「再交付」と表示し、所持人から領収書を徴さなければならない。亡失小切手の振出日付から1年を経過したものであっても、亡失小切手を振り出した会計年度の出納整理期間中である場合は、同様とする。

5 前項の場合において、会計管理者は、指定金融機関から第71条に規定する亡失小切手に係る小切手振出済通知書の返付を受けなければならない。

6 会計管理者は、第3項の場合において、亡失小切手の振出日付から1年を経過しているもの(第4項後段に規定するものを除く。)であるときは、所持人に小切手再交付申請書を提出させ、当該小切手に係る予算執行者に回付しなければならない。

7 予算執行者は、前項の小切手再交付申請書の回付を受けたときは、直ちに支出の手続をしなければならない。

(小切手の償還)

第70条 所持人は、小切手の振出後1年を経過したため、指定金融機関から支払を拒絶されたときは、小切手償還に係る請求書を作成し、これに当該小切手を添えて、会計管理者に対して小切手の償還を請求することができる。

2 会計管理者は、前項に規定する請求を受けた場合は、その内容を調査し、償還すべきものと認めるときは、小切手用紙を亡失した場合の処置に準じ、償還のための小切手を振り出さなければならない。

(小切手の振出通知)

第71条 会計管理者は、小切手を振り出したときは、指定金融機関に通知しなければならない。

(小切手帳)

第72条 会計管理者は、指定金融機関から交付を受けた小切手帳を使用しなければならない。

2 小切手帳は、会計年度ごとに、常時各1冊を使用しなければならない。

3 会計管理者の保管する小切手帳は、不正に使用されることのないよう厳重に保管しなければならない。

(小切手用紙の整理)

第73条 小切手帳の受領並びに小切手の作成及び振出しについては、その都度、小切手帳整理簿にその状況を登記しなければならない。

(不用小切手用紙の整理)

第74条 会計管理者は、使用小切手帳が不用となったときは、当該小切手帳の未使用用紙を速やかに指定金融機関へ返戻し、引換えに未使用小切手受領証書

を受け取り、5年間保管しなければならない。

第6節 支出の整理等

(支出金の更正)

第75条 予算執行者は、支払済の支出金について、年度、会計又は科目に誤りを発見したときは、更正調書により広域連合長の決裁を受け、会計管理者に通知しなければならない。

2 会計管理者は、前項の通知があったときは、速やかに更正の手続をとるとともに、当該誤りが指定金融機関等の記録に係るものであるときは、直ちに指定金融機関等に通知しなければならない。

(収支日計表の調整)

第76条 会計管理者は、その日の収入及び支出が終了したときは、収支日計表を作成しなければならない。

第5章 決算

(決算に関する書類の提出)

第77条 財産の取得管理処分事務に従事する出納員等又は課長等は、出納閉鎖後、公有財産に関する調書、物品に関する調書、債権に関する調書及び基金に関する調書を作成し、指定期日までに会計管理者に提出しなければならない。

2 会計管理者は、決算の調製に当たり必要と認めるときは、課長等に資料及び説明書の提出を求めることができる。

3 課長等は、前2項の規定にかかわらず、特別会計が廃止されたときは、直ちに会計事務を完結し、当該特別会計の廃止決定の日から20日以内に前2項の調書を会計管理者に提出しなければならない。

(決算書等の提出)

第78条 会計管理者は、法第233条第1項の規定により、毎年度、歳入歳出決算書を調製し、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を添えて、8月31日までに広域連合長に提出しなければならない。

(主要な施策の成果を説明する書類等)

第79条 課長等は、毎会計年度、その所管に係る主要な施策の成果を説明する書類を作成し、指定期日までに事務局長に提出しなければならない。

第6章 契約

第1節 契約の参加資格

(入札参加資格)

第80条 請負、買入れ、借入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争

入札の参加資格については、広域連合長が別に定める。

第2節 一般競争入札

(一般競争入札の公告)

第81条 一般競争入札を行う場合は、入札期日の10日（建設工事については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に定めるところによる。）前までに、急を要する場合においては5日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札及び開札を行う日時及び場所
- (3) 入札に参加する者に必要な資格
- (4) 郵送による一般競争入札を認めるときは、その旨及び郵送の方法、入札書の到着すべき日時及び場所並びに入札書の指定受取人
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 契約条項を示す場所及び日時
- (8) 最低制限価格を設けた場合にあっては、その旨
- (9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(入札保証金)

第82条 広域連合長は、一般競争入札を行う場合は、これに参加しようとする者（以下「入札者」という。）に対し、その者が見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札者が、保険会社との間に広域連合を被保険者とする当該入札に係る入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 令第167条の5第1項の規定により定めた資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、入札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(保証金に代わる担保)

第83条 前条に規定する入札保証金の納付は、次に掲げる有価証券の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 日本政府の保証する債券
- (3) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

- (4) 銀行又は広域連合長が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書した手形
- (5) 銀行又は広域連合長が确实と認める金融機関に対する定期預金債権
- 2 前項に規定する有価証券の評価は、同項第1号にあってはその額面金額（割引債券については時価見積額）、同項第2号にあっては額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内として換算した額、同項第3号にあっては小切手金額、同項第4号にあっては手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割引した金額）、同項第5号にあっては債権証書記載の債権金額とする。
- 3 第1項第4号の手形が入札保証金に代わる担保として提供された場合において、契約締結前に当該手形の呈示期間が経過することになるときは、会計管理者は、当該手形の取り立てをし、現金化した上で指定金融機関に払い込まなければならない。
- 4 第1項第5号の定期預金債権が入札保証金に代わる担保として提供されたときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権の証書及び当該債権の債権者である銀行又は広域連合長が确实と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。
- 5 入札保証金は、入札終了後、還付する。ただし、落札者に対しては契約締結後、還付する。この場合において、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

（予定価格）

第84条 広域連合長は、一般競争入札を行う場合、入札に付する事項の価格の総額を予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を封書にして封印し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、あらかじめ予定価格を公表して入札を行う場合において、予定価格調書に次条に規定する最低制限価格を併記しないときは、当該予定価格調書を封書にすることを要しないものとする。

- 2 前項に規定する予定価格は、その契約の目的となる物件又は役務についての取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期限の長短等を考慮して適正に算定し、その総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、加工、売買、供給、使用等に係るものについては、単価によることができる。

(最低制限価格)

第85条 工事又は製造その他の請負を一般競争入札に付する場合において、その内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設けることができる。

2 前項の最低制限価格を金額又は予定価格に対する率により設けたときは、前条に規定する予定価格調書に併記しなければならない。

(入札の中止)

第86条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止しなければならない。

(1) 入札者及びこれに関係を有する者が、共謀、結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

(2) 地形又は工作物の変動によりその目的を達成することができなくなったとき。

(3) 工事の廃止、変更その他必要があると認めるとき。

(入札)

第87条 一般競争入札は、入札書に必要事項を記入し、記名押印の上、入札日時までに入札場所へ直接提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長が特に認めるときは、入札書は、郵便により提出することができる。この場合において、封筒の表面に「何入札書」と明記しなければならない。

3 前項の場合において、開札時刻までに到達しなかったものは、当該入札はなかったものとみなす。

4 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

5 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第88条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 不正行為により行った入札

(3) 入札書に金額及び記名押印のない入札又は記載事項の確認ができない入札

(4) 入札保証金の納入がない者及び入札保証金の納入額が不足する者がした入札

(5) 同一人がした2以上の入札

(6) 代理人でその資格のない者のした入札

(7) 前各号に定めるもののほか入札条件に違反した入札

(開札)

第89条 広域連合長は、公告に示した入札の場所及び日時において、入札後直ちに入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(落札後の措置)

第90条 広域連合長は、落札者が決定したときは、直ちに落札決定通知書を作成し、その旨を当該落札者に通知しなければならない。

(再度入札)

第91条 広域連合長は、令第167条の8第4項の規定により、再度の一般競争入札に付する必要があると認めるときは、当初に入札した入札者のうち、現に開札の場所にとどまっている者に入札させるものとする。再度の入札をしてもなお同じときは、同様とする。この場合において、第87条第1項の規定を準用する。ただし、入札回数は、3回を超えないものとする。

(再度公告入札)

第91条の2 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、第81条に規定する公告は、入札期日の5日前までとすることができる。

第3節 指名競争入札

(指名競争入札参加者の指名)

第92条 指名競争入札に付するときは、3人以上の者を指名しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第93条 第81条から第91条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。ただし、この場合において、第81条及び第89条中「公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

第4節 随意契約及びせり売り

(随意契約ができる予定価格の額)

第94条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 130万円 |
| (2) 財産の買入れ | 80万円 |
| (3) 物件の借入れ | 40万円 |
| (4) 財産の売払い | 30万円 |

- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(随意契約の予定価格の決定)

第95条 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第84条及び第85条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 官公署その他これに準ずる機関と契約するとき。
- (2) 印刷製本等の製造等の請負又は物品の修理に係る契約で概算価格が130万円を超えないとき。
- (3) 物品の購入に係る契約で概算価格が80万円を超えないとき。
- (4) 概算価格が30万円を超えない契約で予算の適正な執行上支障がないと認められるとき（前2号に該当するものを除く。）。
- (5) 市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えないと認められるとき。
- (6) 契約の性質又は目的により、予定価格調書を作成する必要がないと認められるとき。

(見積書の徴取)

第96条 随意契約によろうとするときは、見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 官公署その他これに準ずる機関と契約するとき。
- (2) 官報、切手その他のもので価格が確定し、見積りをとる必要がないとき。
- (3) 価格を定めて払下げをするとき。
- (4) 契約の目的又は性質により、契約の相手方が特定されるとき。
- (5) 食糧費
- (6) 予定価格が10万円以下のとき。
- (7) 緊急を要するとき。
- (8) その他特別の事情があるとき。

(せり売り)

第97条 動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争入札に関する規定に準じ、せり売りに付することができる。

第5節 契約の締結

(契約の締結)

第98条 広域連合長は、契約をしようとする相手方が決定したときは、直ちにその旨を相手方に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、広域連合長が指定する期日までに契約を結ばなければならない。この場合において、特別の理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。

3 契約をしようとする相手方が、前項に規定する期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失うものとする。

(契約書の作成)

第99条 契約をしようとするときは、法令及びこの規則に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、当事者双方が記名押印しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 履行期限及び履行の場所

(4) 契約保証金に関する事項

(5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

(6) 監督及び検査

(7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追完、代金の減額及び契約の解除

(8) 危険負担

(9) 契約に関する紛争の解決方法

(10) その他必要事項

2 前項の規定にかかわらず、建設工事に係る工事請負契約書に記載する事項は、広域連合長が別に定める。

3 前項の規定により作成する契約書には、設計書、仕様書、図面その他契約の内容を明確にする必要なものを添えなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、契約金額が100万円を超えない契約については、契約書の作成を省略し、請書を提出させることができる。

(契約書又は請書の省略)

第100条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、契約書又は請書の作成を省略することができる。ただし、契約書又は請書の作成を省略する場合においても、落札者又は相手方が記名押印した見積書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

- (1) 契約金額が50万円を超えない契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う契約において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 契約の性質上契約書又は請書を作成する必要がないとき。

(契約保証金)

第101条 令第167条の16の規定による契約保証金の額は、契約金額の100分の10（当該契約に係る金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については100分の7）以上の額とし、契約締結の際に納入し、契約履行後一定の期間内に返還する旨及び当該保証金については利息を付けない旨を契約しなければならない。ただし、単価により契約を行うものについては、契約の目的となる給付の種類、数量、期間等に応じて別の定めをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。

(1) 契約の相手方が、保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 令第167条の5第1項の規定により定めた資格を有する者と一般競争入札による契約を締結する場合において、契約の相手となるべき者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令の規定に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品売払いの契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。

(6) 指名競争入札、随意契約又はせり売りによる契約を締結する場合において、契約の相手となるべき者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(7) 随意契約を締結する場合において、契約の目的又は性質からみて契約保証金を納めさせることが適当でないとして認められ、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

3 第83条の規定は、第1項に規定する契約保証金についてこれを準用する。ただし、債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、広域連合長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社を

いう。以下同じ。)の保証を付したときは、契約保証金に代わる担保の提供が行われたものとみなす。

(仮契約書の締結)

第102条 広域連合長は、議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を経た後に、本契約を締結する旨を記載した契約書により、仮契約を締結するものとする。

2 広域連合長は、前項に規定する契約の締結について議会の議決を経たときは、直ちにその旨を契約者に通知するものとする。

第6節 契約の履行

(監督、検査及び確認)

第103条 広域連合長は、契約の履行の確保又は給付の完了を確認するため、あらかじめ課長等又はこれに準ずる者の中から請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督(以下「監督」という。)を担当する職員及び請負又は買入れその他の契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の支払を要する場合において行う確認を含む。以下同じ。)のための必要な検査(以下「検査」という。)を担当する職員を指定し、又は令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して、必要な監督及び検査をしなければならない。ただし、広域連合長が契約の履行について監督をする必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定により監督の職務に従事する者(以下「監督員」という。)は、特別の必要がある場合を除き、同項の規定により検査の職務に従事する者(以下「検査職員」という。)の職務を兼ねることができない。

3 監督員は、次に掲げる事項について、契約書、仕様書、設計書その他関係書類(以下「関係書類等」という。)に基づき、監督を行わなければならない。

(1) 必要があると認めるときは、関係書類等に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原本等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査しなければならない。

(2) 必要があると認めるときは、契約の履行について立ち会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等により監督をし、契約の相手方に必要な指示を与えなければならない。

(3) 監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにしなければならない。

(4) 契約の履行の状況を定期又は随時に、広域連合長に報告しなければならない。

4 契約の相手方は、契約の目的たる給付が完了したとき、又は給付の完了前に出来高に応じ、部分払の請求をするときは、監督・検査・確認申請書を検査職員に提出して検査を受けなければならない。

(検査方法)

第104条 前条第4項の申請書の提出があった場合、検査職員は、次に定める期限内に検査をしなければならない。

(1) 工事にあつては14日以内

(2) その他のものにあつては10日以内

(3) 前2号の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、契約の相手方との合意により、工事にあつては21日以内、その他のものにあつては15日以内

2 検査を行うときは、監督員、必要に応じて監督員以外の職員及び契約の相手方の立会いを求めて、契約の内容、数量その他の事項について検査しなければならない。

3 検査の結果、その給付が契約の内容に適合しないものであると認めるときは、検査職員は、契約の相手方に必要な措置を講ずることを求め、広域連合長に報告し、その指示を求めなければならない。

4 検査の結果、その給付が契約の内容に適合したものであると認めるときは、検査職員は、速やかに検査調書を作成し、広域連合長に報告しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、物品の買入で契約金額が10万円以下である場合には、これを省略することができる。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第105条 広域連合長は、第103条第1項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせたときは、当該監督又は検査を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成するものとする。

2 前項の委託に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第106条 契約によって相手方に生ずる権利及び義務については、承諾を得ないでこれを他の者に譲渡し、貸し付け、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせ、若しくは他の者の担保に供させてはならない旨を契約しなければならない。

2 契約の相手方が前項に規定する承諾を得ようとするときは、一部下請負申請

書その他承諾に関し必要な書類を提出させなければならない。

(対価の支払)

第107条 広域連合長は、第103条第4項の規定による検査に合格したものでなければ、その契約に係る支出の取手続をとることができない。

2 広域連合長は、契約を解約又は解除したときは、その契約に基づく給付の既納部分又は既済部分で、検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

3 対価の一部について、前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の対価の支払の際にこれを精算するものとする。

(代金前納の原則)

第108条 広域連合長は、物件の売払い又は貸付けを行う場合は、その引渡し又は登記若しくは登録前に、その代金又は貸付料を完納する旨を契約させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で契約に特別の定めをしたときは、この限りでない。

(1) 非常災害が発生した場合において、当該災害を受けた者及びその救護を行う者に対して、救助に必要な物件の売払い又は貸付けを行うとき。

(2) 学術及び技芸の保護及び奨励のため、これに必要な物件の売払い又は貸付けを行うとき。

(3) 公共用、公用又は公益の用に供するために、直接公共団体に対して必要な物件の売払い又は貸付けを行うとき。

(4) 国及び地方公共団体に対して物件の売払い及び貸付けを行うとき。

(5) 商慣習がある物品その他の売払い及び貸付けを行うとき。

2 前項各号の規定に該当して、その引渡し又は登記若しくは登録後に代金又は貸付料を納入させる場合、その延納にかかわる期間は、第1号から第4号までについては1年、第5号に掲げるときについては6月をそれぞれ限度とする。

第7章 現金及び有価証券

第1節 歳計現金

(歳計現金の保管)

第109条 会計管理者は、歳計現金を広域連合名義により指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法で保管しなければならない。

2 会計管理者は、前項に規定する保管を行おうとする場合において、当該金融機関が指定金融機関以外の金融機関であるときは、広域連合長と協議しなければならない。

(歳計現金の繰替使用)

第110条 広域連合長は、会計間及び年度間の歳計現金に不足を生じたときは、相互に一時繰替使用させることができる。

2 会計管理者は、会計別に一時繰替金整理簿を備え、出納の状況を記帳するとともに関係証拠書類を取りまとめ、それぞれ5年間保管しなければならない。

(一時借入金)

第111条 広域連合長は、一時借入金の借入れをしようとするときは、借入申込書を作成して借入先に送付し、その承諾を得るものとする。

2 広域連合長は、一時借入金指定金融機関において収納されたときは、借入金証書を借入先に送付するものとする。

3 広域連合長は、一時借入金の償還又は利子の支払をしようとするときは、第45条の規定に準じ、会計管理者に支出命令をしなければならない。

4 会計管理者は、会計別に一時借入金整理簿を備え出納の状況を記帳するとともに、関係証拠書類を取りまとめ、それぞれ5年間保管しなければならない。

第2節 歳入歳出外現金等

(歳入歳出外現金の整理区分等)

第112条 会計管理者は、法第235条の4第2項及び令第168条の7の規定により、会計管理者が保管する現金及び有価証券（以下「歳入歳出外現金等」という。）について、次の表に掲げる区分により歳計現金とは別に整理しなければならない。

歳入歳出外現金区分表

科 目	項 目
1 保証金	1 入札保証金（入札保証金に代わる有価証券を含む。） 2 契約保証金（契約保証金に代わる有価証券を含む。） 3 担保金（担保金に代わる有価証券を含む。） 4 その他の保証金（保証金に代わる有価証券を含む。）
2 税金及び掛金	1 源泉所得税 2 市町村県民税 3 市町村職員共済組合個人掛金 4 社会保険料個人掛金

3 差押現金	1 給与等債権差押え現金
4 広域連合有価証券	1 出資金証書 2 出捐金証書 3 信託証券 4 預託金証書 5 貸付借用証書 6 株券（その他目的別、種類別）
5 利 子	1 歳入歳出外現金保管利子
6 そ の 他	法令の規定又は広域連合長が指定する現金及び有価証券

（歳入歳出外現金の出納及び保管）

第113条 予算執行者は、歳入歳出外現金の受入れをするときは、歳入歳出外現金収入受入書により、歳入の手續に準じて、会計管理者に通知するとともに、納入通知書等により自ら又は歳入歳出外現金を提出すべき者（以下「提出者」という。）が指定金融機関に払い込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、有価証券については、会計管理者自ら保管することができる。この場合において、予算執行者は、有価証券の受入れについて通知をするとともに、有価証券を会計管理者に送付し、提出者に対し保管書を交付しなければならない。

3 予算執行者は、歳入歳出外現金の払出しをするときは、提出者から請求書を徴し、歳入歳出外現金支出命令書により歳出の手續に準じて会計管理者に通知しなければならない。

4 会計管理者は、前項の通知を受けたときは、歳入歳出外現金については、第4章の支出の例により、現金を交付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、会計管理者が自ら保管する有価証券については、予算執行者は、有価証券の払出しについて会計管理者に通知を行い、有価証券の返付を受けなければならない。

6 歳入歳出外現金の保管は、別に定めのあるものを除くほか、歳計現金の保管の例による。

（歳入への組入れ）

第114条 課長等は、歳入歳出外現金で、時効の完成その他の理由により、広域連合の所有に帰属することとなったものは、第66条に規定する公金振替により、現年度の歳入に編入しなければならない。この場合において、有価証券

は換価して行うものとする。

(証拠書類の保管)

第115条 会計管理者は、歳入歳出外現金の領収証書、領収済通知書、払出済の受領証書その他の証拠書類を受払に区分し、1月分を取りまとめ、5年間保管しなければならない。

第8章 指定金融機関等

第1節 通則

(公金出納取扱契約)

第116条 広域連合長は、指定金融機関を指定したときは、次に掲げる事項について契約をしなければならない。

- (1) 契約期間
- (2) 担保額及びその処分
- (3) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関
- (4) 事務手数料
- (5) 賠償の責任
- (6) その他必要な事項

(指定金融機関の責務)

第117条 指定金融機関は、この規則及び前条の規定により締結する契約の定めるところにより、公金の出納事務を取り扱わなければならない。

(出納取扱時間)

第118条 指定金融機関等の公金の出納取扱時間は、当該金融機関の営業時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、会計管理者が指示する日及び時間中にもこれを行うものとする。

(会計管理者の異動通知)

第119条 広域連合長は、会計管理者を新設し、若しくは廃止し、又はこれらの異動があった場合は、直ちに指定金融機関に通知しなければならない。

(印鑑照合)

第120条 会計管理者は、前条に規定する通知とともに、使用する印鑑の印影を、照合の用に供するため、指定金融機関に通知しなければならない。

2 前項の規定は、会計管理者が改印した場合も、同様とする。

(印鑑等の届出)

第121条 指定金融機関等は、使用中の印鑑を改めるか、又は担当者が交替したときは、その旨及び使用する印鑑の印影を会計管理者に通知しなければなら

ない。

第2節 帳簿等

(収支の報告)

第122条 指定金融機関等は、収入及び支出それぞれの件数及び金額の合計を付して日計表を作成し、翌営業日までに会計管理者に送付しなければならない。

(指定金融機関等の備付帳簿)

第123条 指定金融機関等は、関係帳簿その他金銭出納に関する必要な書類を備え、現金の出納及び保管の状況を明らかにしておかなければならない。

(収納金に係る日報の提出)

第124条 指定金融機関は、備付帳簿に基づき収納金に係る日報を作成し、会計管理者へ提出しなければならない。

(指定金融機関等の証拠書類の保管)

第125条 指定金融機関等は、公金の収納又は支払に関する書類を当該年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

第9章 物品

第1節 通則

(物品の分類)

第126条 物品は、次のとおり分類する。

- (1) 備品 その性質又は形状を変えないことなく、比較的長期間の使用又は保存に耐えて財産的価値のあるもの。ただし、第3号若しくは第4号又は取得価格が2万円を超えないものを除く。
- (2) 消耗品 比較的短期間に消耗され、その品質又は形状が変わるもの（次号から第5号までに定めるものを除く。）
- (3) 原材料品 工事、生産又は加工用として使用されるもの
- (4) 生産品 原材料品を用いて、労力又は機械力により新たに加工又は造成したもの及び産出物
- (5) 保管物品 広域連合の所有に属しない動産で広域連合が使用するため保管するものをいう。

(物品の所属年度)

第127条 物品の出納は、会計年度をもって区分し、その所属年度は、現に出納を行った日の属する年度とする。

(物品の保管等)

第128条 課長等は、物品を常に良好な状態で保管し、かつ、管理しなければならない。

2 物品を使用する者は、善良な管理者の注意をもって、物品を適正に使用しなければならない。

第2節 出納及び管理

(出納簿の作成)

第129条 総務課長は、その管理する物品については、備品出納簿その他必要な帳簿を備えて記録しなければならない。

(出納の通知)

第130条 総務課長に対する物品の出納通知は、関係帳簿及び当該書類並びに支出負担行為決議、契約締結伺、物品明細書、検収報告、借入決議、貸付決議等の書類による。

(不用の決定及び処分)

第131条 不用の決定をする物品は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合において供用の必要がない物品
- (2) 修理を要する物品で、修理、加工等に要する経費が新たに購入する経費に比して得失相償わない物品
- (3) 保管に多額の経費を必要とするため、売却することが有利と認められる物品
- (4) その他広域連合長が承認した物品

2 課長等は、物品の不用を決定したときは、不用品（処分）決裁通知書により総務課長に通知しなければならない。

3 事務局長は、前項の規定により通知を受けたときは、廃棄又は売却の処分をすることができる。

(備品の標示)

第132条 課長等は、管理する備品に備品番号その他必要事項を標示した備品標示票を貼付しなければならない。

(管理換)

第133条 課長等は、物品の効率的な使用又は処分のため必要があるときは、管理換をすることができる。

2 管理換をしようとするときは、課長等は、総務課長に物品管理換出納通知書を送付し、関係書類にその経緯を登記させなければならない。

(重要物品)

第134条 第78条に規定する財産に関する調書に記載する物品は、第126条第1号に定めるもののうち、次に掲げるものとし、重要物品として整理するものとする。

- (1) 取得価格が100万円以上の物品（次号を除く。）
- (2) 自動車（二輪自動車を除く。）

第10章 債権及び基金

（帳簿への記入）

第135条 課長等は、その所管に属する債権が発生した場合は、債権発生と同時に調定を行う債権を除き、債権整理簿に記入しなければならない。ただし、法令その他の規定により別に定める整理簿で整理が行われるものについては、その一部について債権整理簿への記入を省略することができる。

2 調定後において履行期限を延長する特約又は処分をした債権についても、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定により債権整理簿に記入した債権について調定を行う場合は、債権整理簿から当該調定額を減額しなければならない。

（保証人に対する履行の請求）

第136条 予算執行者は、令第171条の2第1号の規定により、保証人に対する履行の請求をすべきものがあるときは、次に掲げる事項を明らかにして広域連合長の決裁を受け、保証債務履行請求書により請求しなければならない。

- (1) 保証人及び債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 履行すべき金額
- (3) 履行の請求をすべき理由
- (4) 弁済の充当の順序その他履行の請求に必要な事項

2 前項に規定する請求書には、納入通知書等を添えなければならない。

（履行期限の繰上げ）

第137条 予算執行者は、令第171条の3の規定により、債権について次の各号のいずれかに該当する事態の生じたことを知ったときは、直ちに履行期限を繰り上げて徴収する手続をとるとともに、債権整理簿に「履行期限繰上」と明示し、その内容を記載するものとする。ただし、履行期限を延長する特約又は処分することができる場合は、この限りでない。

- (1) 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (2) 債務者が自ら担保を損傷し、又はこれを減少したこと。
- (3) 債務者が担保（保証人の保証を含む。）を提供する義務を負いながらこれを提供しないこと。
- (4) 債務者である法人が解散したこと。
- (5) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。

(6) 債務者が強制徴収を受けたこと。

(7) 契約において、一定事由に該当する場合に履行期限を繰り上げる旨の特約をしているとき。

2 前項の場合において、履行期限を繰り上げる旨及びその理由等必要な事項を明らかにして債務者に通知しなければならない。

(債権の申出)

第138条 予算執行者は、債権について、令第171条の4第1項及び次に掲げる事由が生じた場合において、法令の規定により広域連合が債権者として配当の請求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

(1) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

(2) 債務者の財産について競売の開始があったこと。

(3) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。

(4) 債務者である法人が解散したこと。

(5) 債務者についての相続の開始があった場合において、相続人が限定承認したこと。

(6) 前3号に定める場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

(債権の保全)

第139条 予算執行者は、債権を保全するため、必要があると認めるときは、令第171条の4第2項及び次に掲げる措置をしなければならない。

(1) 債務者に対し必要に応じ、増担保の提供その他保証人の変更を求めること。

(2) 法令の規定により、広域連合が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うこと。

2 予算執行者は、債務者が広域連合の利益を害する行為をしたことを知った場合において、法令によって当該行為の取消しを求めることができるときは、遅滞なくその取消しを裁判所に請求しなければならない。

3 予算執行者は、債権が時効によって消滅することがあるときは、時効中断のための必要な措置をとらなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、令第171条の4第2項で規定する担保の提供を求めることが著しく不適當であると認めるときは、この限りでない。

(担保の種類)

第140条 予算執行者は、令第171条の4第2項の規定により担保の提供を求める場合において、法令又は契約に別段の定めがないときは、次に掲げるも

ののうちから担保の提供を求めなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、他の担保の提供を求めることができる。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 社債その他の有価証券
- (3) 土地及び保険を付した建物、立木、船舶、航空機、自動車又は建設機械
- (4) 広域連合長が確実と認める金融機関その他の保証人の保証
(徴収停止)

第141条 予算執行者は、令第171条の5の規定により、債権の徴収を停止したときは債権整理簿に「徴収停止」と明示するとともにその措置の内容を記載するものとする。

2 前項の徴収停止をした後、事情の変更等によりその措置を取りやめたときは債権整理簿に「徴収停止取消」と明示するとともにその取りやめの内容を記載しなければならない。

(履行延期の特約)

第142条 予算執行者は、令第171条の6の規定により、債権に係る履行期限を延長する特約又は処分を行おうとするときは、債務履行期限延長申請書を提出させなければならない。

2 予算執行者は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、債務履行期限延長承認通知書でその旨を、適当でないと認めるときは、その旨及び理由を当該申請者に通知するものとする。

3 予算執行者は、履行期限を延長する特約又は処分を行うときは、債権整理簿に「履行延期」と明示するとともに、その措置の内容を記載するものとする。

(履行延期の特約等に付する条件)

第143条 予算執行者は、前条第2項の規定により、履行期限を延長する特約又は処分を行う場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、並びに参考となるべき報告書及び資料の提出を求めることができること。

(2) 次のいずれかに該当する場合には、当該債権の全部又は一部について当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者が広域連合の不利益になるようにその財産を隠し、損傷し、若しくは処分したとき、又はこれらのおそれがあると認められるとき。

イ 当該債権の金額に分割して履行期限を延長する場合において、債務者が

分割された弁償金額についての履行を怠ったとき。

ウ 債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたとき等で、広域連合が債権者として債権の申出をすることができるとき。

エ 債務者が当該履行延期の特約又は処分について付した条件に従わないとき。

オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により、当該延長に係る履行期限によることが不相当となったと認められるとき。

(3) 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、その翌日から納付の日までの延滞金を広域連合に納付しなければならないこと。

(4) 担保の付されている債権について、担保の価額が減少し、又は保証人を不相当とする事情が生じたときは、債務者は広域連合の請求に応じ担保の変更をしなければならないこと。

(履行期限延長の期間等)

第144条 予算執行者は、第142条の規定により、債権に係る履行期限を延長する特約又は処分を行う場合の期限は、履行期限（履行期限の後に履行延期の特約又は処分を行う場合は、当該履行期限の特約又は処分をする日）から5年（令第171条の6第1項第1号及び第5号に該当する場合にあっては10年）を限度とする。

2 履行延期の特約又は処分を行った場合において、更に必要があると認めるときは、前項に規定する期限の限度内において繰り返して履行期限を延長する特約又は処分を行うことができる。

3 予算執行者は、履行期限を延長する特約又は処分を行う場合は、担保を提供させ、かつ、利息を付さなければならない。ただし、当該措置をとることが著しく不相当であると認めるときはこの限りでない。

4 第140条の規定は、前項の規定により担保を提供させる場合にこれを準用する。

5 第3項において付する利息は、一般金融市場における金利を考慮して定めなければならない。

(免除の手続)

第145条 予算執行者は、令第171条の7の規定により債権の免除をしようとするときは、債務者から債務免除申請書を徴しなければならない。

2 予算執行者は、前項の債務免除申請書の提出を受けた場合において、令第171条の7第1項又は第2項の規定に該当し、かつ、当該債権を免除することがその管理上やむを得ないと認められるときは、当該申請書を添えて、広域連

合長の決裁を受けなければならない。

- 3 予算執行者は、前項の規定により債権の免除が決定されたときは、債務免除通知書を債務者に送付するとともに、債権台帳等に「債務免除」と明示し、免除の経過を記載しなければならない。

(基金の管理の手続)

第146条 基金に属する現金(有価証券を含む。以下同じ)の管理については、収入若しくは支出の手続又は歳計現金の保管の例により行うものとする。

- 2 基金に属する現金以外の財産の管理については、当該基金を構成する財産の種類に応じ、それぞれ公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

(基金の増減異動の会計管理者への通知)

第147条 広域連合長は、基金について、その種類ごとに、前年度末における現在高、会計年度中における増減額及び会計年度末における現在高を基金増減異動調書により、翌年度6月30日までに、会計管理者に通知するものとする。

第11章 出納機関

(出納員等の設置)

第148条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員等を置く。

第149条 削除

(出納員等への委任事項)

第150条 広域連合長は、会計管理者をして、その事務の一部を出納員に委任させることができる。

- 2 広域連合長は、前項の規定により委任を受けた出納員をして、その事務の一部を会計職員に委任させることができる。

(出納員の事務引継)

第151条 出納員に交替があったときは、前任者は発令の日から7日以内にその担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

- 2 前項の規定による者が、死亡、疾病その他の事故により自ら事務引継をなし得ないときは、広域連合長の命じた職員が引継ぎの手続をしなければならない。
- 3 出納員又は前項において広域連合長の命じた職員は、引継ぎを完了したときは、引継ぎ目録を作成し、引継ぎ完了後10日以内に会計管理者に提出しなければならない。

(広域連合長等への報告)

第152条 会計管理者は、毎月末の歳計現金及び歳入歳出外現金(保管する有価証券を含む。)の収支の状況を翌月25日までに作成し、広域連合長及び監

査委員に提出しなければならない。

第153条 削除

第12章 検査及び賠償責任

(検査)

第154条 会計管理者は、法第243条の2第8項及び令第168条の4第1項の規定その他必要により会計事務の適正を期するため、定期又は臨時に検査を行う。

- 2 前項に規定する定期検査は、指定金融機関等について毎会計年度1回これを行う。臨時検査は必要の都度これを行う。

(検査の通知)

第155条 前条の検査を行うときは、あらかじめ検査を受ける者に対して検査実施の日時、提出書類その他必要な事項について通知しなければならない。

- 2 会計管理者は、検査を受ける者に対して検査に必要な書類、帳簿物件等の提出を求め、又は必要事項について質問することができる。
- 3 検査を受ける者は、前項の要求に対して、これを拒むことができない。

(検査の執行)

第156条 会計管理者は、検査に際し、法令の規定若しくは契約に違反する事実又は是正改善を要する事項があった場合には、責任者に対して意見を述べ、又は必要な措置を要求することができる。

(検査報告)

第157条 会計管理者は、検査終了後10日以内に検査報告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、特に重要と認める事項があるときは、直ちにそのてん末及び意見を広域連合長に報告し、指示を受けなければならない。

- 2 会計管理者は、令第168条の4第1項の規定により指定金融機関等について検査した場合には、検査終了後速やかに検査報告書を監査委員に提出しなければならない。

(検査後の措置)

第158条 会計管理者は、検査の結果、改善すべき事項があると認めるときは、検査を受けた者に対して指摘又は改善命令を発するとともに、その後の処置につき報告を求めなければならない。

- 2 検査を受けた者は、指摘又は改善事項について適切な措置を講ずるとともに、その結果を会計管理者に報告しなければならない。

(賠償責任のある補助職員の指定)

第159条 法第243条の2の8第1項後段の規定による事務を直接補助する

職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。

- (1) 支出負担行為 予算執行者及びその事務を直接補助する課長等以上の職にある者
- (2) 支出命令及び支出負担行為の確認 支出命令にあつては前号に準じる。支出負担行為の確認にあつては出納員及び審査の職にある職員
- (3) 支出又は支払 出納員等
- (4) 監督又は検査 第103条第1項の規定により、監督又は検査の職に従事する者

第13章 雑則

(証拠書類の種類)

第160条 証拠書類とは、収入支出の事実を証明する書類及びこれに附帯する書類をいう。

- 2 前項の書類は、全て原本でなければならない。

(証拠書類の作成)

第161条 証拠書類の文字は、消滅しやすいもので記載してはならない。

- 2 証拠書類に記載する金額は、これを改ざんしてはならない。

(外国文の証拠書類)

第162条 外国文をもって記載された証拠書類には、その訳文を添付しなければならない。

- 2 署名を習慣とする外国人の証拠書類の自署は、これを記名押印とみなしてこの規則を適用する。

(財務会計システムによる処理)

第163条 この規則の規定により行うこととされている予算執行等の事務については、広域連合が行う財務会計に関する事務を電子計算組織によって情報処理するシステム（以下「財務会計システム」という。）により行うことができる。

- 2 この規則の規定により作成することとされている帳簿等（帳簿その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、財務会計システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

(ファームバンキングシステムによる処理)

第164条 この規則の規定により行うこととされている指定金融機関等が行う

公金の収納又は支払の事務については、コンピュータと通信回線を使用して、金融機関のサービスを利用するシステム（以下「ファームバンキング」という。）によるデータ送信の方法により、会計管理者が行うことができる。

- 2 ファームバンキングで行う事務については、指定金融機関との協議の上、広域連合長が別に定める。

（帳票の整理）

第165条 会計管理者、指定金融機関等が備えるべき帳簿のうち、主なる種類及び保存年限については別に定める。

（財務の帳票等）

第166条 この規則に定める帳簿及び帳票等は、広域連合長が別に定める。

（補則）

第167条 この規則に定めるもののほか財務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第153条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成19年3月31日までの間に限り、「会計管理者」とあるのは「収入役」と、「総務課」とあるのは「事務局」と、「総務課長」とあるのは「事務局次長」と、「課長等」とあるのは「事務局次長があらかじめ指名した職員」とする。

附 則（平成19年3月28日規則第18号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月25日規則第4号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日規則第11号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年1月17日規則第2号）

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和元年5月27日規則第1号）

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和4年7月15日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規則第2号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第46条関係）

支出負担行為整理区分表

節	区分	支 出 負 担 行 為 整 理 区 分		
		支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類
1	報酬	支出決定のとき。	当該期間分	支給調書
2	給料	支出決定のとき。	当該期間分	支給調書
3	職員手当等	支出決定のとき。	支出しようとする額	支給調書、死亡届書、失業証明書、納入通知書
4	共済費	支出決定のとき。	支出しようとする額	失業証明書、納入通知書
5	災害補償費	支出決定のとき。	支出しようとする額	病院等の請求書、受領書又は証明書、戸籍全部事項証明書（又は戸籍個人事項証明書）、死亡届書、補償認定書
6	恩給及び退職金	—	—	—
7	賃金	雇用のとき。	賃金と雇用人員との積算額	就労調書
8	報償費	契約を締結するとき、又は支出決定のとき。	契約金額又は支出しようとする額	見積書、入札書、契約書、請書、仕様書、物品検査調書、報償費等請求領収書
9	旅費	支出決定のとき。	支出しようとする額	旅行命令（依頼）簿
10	交際費	契約を締結するとき、又は支出決定のとき。	支出しようとする額	見積書、入札書、契約書、請書、仕様書、物品検査調書

11	需用費	契約を締結するとき、又は支出決定のとき。	契約金額又は請求金額	見積書、入札書、契約書、請書、仕様書、物品検査調書
12	役務費	契約を締結するとき、又は支出決定のとき。	契約金額又は請求金額	見積書、契約書、請書、仕様書
13	委託料	契約を締結するとき、又は支出決定のとき。	契約金額又は請求金額	請書、見積書、契約書
14	使用料及び賃借料	契約を締結するとき、又は支出決定のとき。	契約金額又は請求金額	見積書、契約書、請書
15	工事請負費	契約締結のとき。	契約金額	見積書、入札書、契約書、請書、仕様書、保証契約書、工事検査調書
16	原材料費	購入契約を締結するとき。	購入契約金額	見積書、契約書、請書、物品検査調書
17	公有財産購入費	購入契約を締結するとき。	購入契約金額	登記事項証明書、公有財産売買契約書
18	備品購入費	購入契約を締結するとき。	購入契約金額	見積書、契約書、請書、物品検査調書
19	負担金、補助及び交付金	請求のあったとき、又は指令をするとき。	請求のあった額又は指令金額	申請書、交付決定通知書、請書、交付確定通知書、納入通知書
20	扶助費	支出決定のとき。	支出しようとする額	計算書
21	貸付金	貸付決定のとき。	貸付けを要する額	申請書、契約書、確約書
22	補償補填及び賠償金	支払期日又は支出決定のとき。	支出しようとする額	承諾書、計算書、判定書謄本、和解書

23	償還金 子及び割 引料	支出決定の とき。	支出しよう とする額	計算書
24	投資及び 出資金	出資又は払 込み決定 のとき。	出資又は払 込みを要 する額	申請書、申 込書
25	積立金	積立て決定 のとき。	積み立てよ うとする額	計算書
26	寄附金	支出決定の とき。	支出しよう とする額	申請書
27	公課費	支出決定の とき。	支出しよう とする額	納入告知書
28	繰出金	支出決定の とき。	支出しよう とする額	計算書